

議案第 24 号

調布市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 28 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数並びに引用する条項を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

調布市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年調布市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第1号ロ」を「第1号イ」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 常勤換算方法 省令第140条の66第1号イに規定する常勤換算方法をいう。

第4条第1項各号列記以外の部分中「員数」を「員数（運営協議会が第1号被保険者の数及び支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができる。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「第1項の規定」に、「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の支援センターに配置することにより、当該区域内の1の支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。